

第1回稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会 次第

日時：令和8年5月1日（金）午後6時30分～

場所：稲敷市役所3階331会議室

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 検討委員会の趣旨、委員長・副委員長の選任について

資料1

資料2

4. 委員長あいさつ

5. 協議事項

（1）ジャージ等統一の概要について

資料3

資料4

資料5

（2）今後のスケジュールについて

資料6

資料7

（3）その他

6. 閉会

配布資料一覧

資料 1	ジャージ等統一に関する検討委員会設置要綱・・・・・・・・	1
資料 2	検討委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料 3	ジャージ等統一の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
資料 4	これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
資料 5	児童生徒意見聴取（まとめ）・・・・・・・・・・・・・・	7
資料 6	今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資料 7	ジャージ統一における最短のスケジュール（案）・・	10

稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少に伴う少子化が急速に進んでいる稲敷市において、学校再編に伴いジャージ、制服、靴、カバンその他の学用品（以下「ジャージ等」という。）の統一に関することについて検討するため、稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、ジャージ等統一に関することについて、調査及び審議するものとする。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、26人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各小中学校PTA代表者
- (2) 各小中学校長
- (3) 教育部長
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する調査及び審議が終了するまでとする。

- 2 前条第1項第1号から第3号までの委員にあっては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、前項により招集された委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、委員長の許可を得た上で、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席

を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼については、7,200円を限度として支給できるものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会政策担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会名簿

No.	職名	氏名	備考
1	江戸崎小学校PTA会長		
2	沼里小学校PTA会長		
3	高田小学校PTA会長		
4	新利根小学校PTA会長		
5	桜川小学校PTA会長		
6	あずま東小学校PTA会長		
7	あずま北小学校PTA会長		
8	あずま西小学校PTA会長		
9	江戸崎中学校PTA会長		
10	新利根中学校PTA会長		
11	桜川中学校PTA会長		
12	東中学校PTA会長		
13	江戸崎小学校校長		
14	沼里小学校校長		
15	高田小学校校長		
16	新利根小学校校長		
17	桜川小学校校長		
18	あずま東小学校校長		
19	あずま北小学校校長		
20	あずま西小学校校長		
21	江戸崎中学校校長		
22	新利根中学校校長		
23	桜川中学校校長		
24	東中学校校長		
25	教育部長		

事務局

教育政策課	課長		
学務管理課	課長		
指導室	室長		
教育政策課	課長補佐		
教育政策課	係長		

ジャージ等統一の概要

1. 検討することとなった経緯

令和 7 年度に行った人口減少に伴う少子化による学校の適正規模や適正配置などについて検討する学校再編計画（案）に関する意見交換会の中で、学校再編計画により学校を統廃合する前に、ジャージや制服などを統一してはどうかというご意見がありました。

2. 統一する主な目的

(1) 稲敷市の児童生徒としての一体感の創出

ジャージ等を統一することにより、子ども目線では、同じ稲敷市の仲間であるという意識を高めることができます。また、大人目線では、広く地域の宝として一層大切に見守ることにつながっていくと考えます。

(2) 家計負担の軽減

統一デザインの採用により、兄弟姉妹・親戚・知人間でのジャージ等の共有を図ることが可能となり、各家庭の経済的負担の軽減を図ることができます。加えて、大量生産による製造コストの削減を図り、購入費用をできる限り抑えることを目指します。

(3) 資源の有効活用

市内全体で製品のロット管理が効率化され、無駄な生産を減らすことで、国際的な取組である S D G s の目標の一つである「つくる責任 つかう責任」に関連し、製品の廃棄量の削減や資源の持続可能な利用を目指した取組とします。

(4) 購入の迅速化

少人数の学校の場合、ジャージ等の在庫が、メーカーや販売店に不足しているケースがあり、注文してから納品まで 1 か月程度の時間を要することもあります。

ジャージ等を統一することにより、必要数が現在より大幅に増加し、メーカー側でもある程度の在庫を確保することが可能となり、かつ、市内にあるどの販売店でも購入可能となるため、将来的な少子化を見据えた場合において、有効な施策であると考えます。

3. 統一を検討する学用品

(1) 衣服関係

①ジャージ（体操服）

②制服（中学校のみ）

(2) 靴関係

①上履き

②体育館シューズ（中学校のみ）

(3) カバン（中学校のみ）

(4) その他学用品

4. これまでの経過

令和8年2月に、学校長やPTAの皆様と打合せを行い、その後、児童生徒及び保護者に対して周知を行ったところであります。更に、3月には、児童生徒に対して、意見聴取したところであります。詳細は、[資料4](#)、[資料5](#)のとおりとなります。

5. 移行期間の設定

ジャージ等を統一する際には十分な移行期間を設け、現在お使いのジャージ等についても、継続して活用できるよう、柔軟に対応をしていく方針であります。

6. 統一における主な懸念点

(1) 各小中学校としての一体感の欠如の可能性

学校統廃合前に統一することにより、課外活動等の際に、学校としての一体感に欠けるという見解もあると思われます。例えば、運動会、陸上競技会、部活動などの際に、学校としての統一感（一体感）が損なわれる可能性があります。

(2) ジャージ等の統一の完全移行の長期化

上記5の移行期間を設けることにより、完全統一まで、ある程度の年数を要し、目的の一つである稲敷市の児童生徒としての一体感の創出については、今の児童生徒の卒業後になる可能性があります。

また、新旧ジャージ等によるいじめ等発生の可能性に対する対策、お子様から新しいジャージが良い（買ってほしい）等の意見があった際の家計の負担増の可能性などを考慮する必要があります。

7. その他

人口減少に伴う少子化問題は、全国的な問題であります。稲敷市においても児童生徒数が急激に減少していくことが想定され、稲敷市の令和5年の出生数が100人であることを考慮すると、令和12年度の小学1年生は、市全体で100人前後になると想定されます。

そのため、近い将来、小中学校の統廃合は必要になってくるものと考え、ジャージ等においても、統一の時期を、「いつにするか」という議論になると思われます。

これまでの経過

年	月	相手方	内容
令和 8 年	1 月	市内ジャージ取扱店	現状・要望等の聴取
	2 月	学校長	打合せ
		P T A 会長・副会長等	打合せ
		児童生徒・保護者	周知
		メーカー等	現状等の把握
	3 月	児童生徒	意見聴取
	4 月	市議会議員	説明
	5 月	第 1 回ジャージ等検討委員会	検討

No.	学校	問1 (小中学校のジャージ等を統一することについて、どのように考えるのか。)	問2 (新たなジャージのデザインはどのようなものが良いか。)
1	江戸崎小学校		
2	沼里小学校		
3	高田小学校		
4	新利根小学校		
5	桜川小学校		
6	あずま東小学校		
7	あずま北小学校		
8	あずま西小学校		

No.	学校	問1 (小中学校のジャージ等を統一することについて、どのように考えるのか。)	問2 (新たなジャージのデザインはどのようなものが良いか。)
9	江戸崎中学校		
10	新利根中学校		
11	桜川中学校		
12	東中学校		

今後のスケジュールについて

1. 今後の進め方

(1) 統一する学用品の順序

統一する学用品を、全て同時期に変更することは難しいと考えており、統一できる学用品から順次取組むようになると思います。

なお、事務局側では、一番初めに統一できる学用品は、ジャージ（体操服）であると考えており、仮に、令和9年4月にジャージ統一となると、令和8年8月にはデザイン等を決定する必要があり、時間に余裕のないスケジュールになる状況であります。

また、江戸崎中学校の通学用カバンが令和9年度から生産中止となる予定のため、先行して、統一における検討が必要になる状況であります。

(2) 具体的なスケジュール案

仮に、令和9年4月にジャージ(カバン)統一となった場合の最短のスケジュール(案)を作成いたしました。詳細は、資料7のとおりとなります。

ジャージ統一における最短のスケジュール（案）

1. 今後の大まかな流れ

令和 9 年 4 月にジャージを統一することが決定された場合、遅くとも令和 8 年 8 月中に、統一するデザイン等を決定する必要があります。

詳細の流れについては、下記（1）から（5）を想定しております。

- （1）書類選考により、下記 2 の業者から、3 業者に絞り込みを行う。
- （2）上記（1）の 3 業者から、検討委員会の場で、プレゼンを行ってもらい、その結果により 1 業者を決定する。
- （3）上記（2）の業者から候補のサンプルを各小中学校へ展示（保護者は書面（データ）を想定）し、児童生徒及び保護者に対して、投票を実施する。
- （4）上記（3）の投票の結果を基に、検討委員会で最終決定し、発注する。

2. 現在の小中学校の取引メーカー（商社）

ジャージ統一における最短のスケジュール（案）

年	月	相手方	内容
令和 8 年	5 月	検討委員会（第 1 回）	今後の方向性の決定
		検討委員会（事務局）	書類選考（3 業者）
	6 月	検討委員会（第 2 回）、3 業者	プレゼン、発注業者決定
		各小中学校、保護者	ジャージサンプル展示、投票
	8 月	検討委員会（第 3 回）	決定、発注
令和 9 年	4 月	ジャージ統一	